

臨時的任用職員の募集について

尾張福祉相談センター

募 集 人 員	1名
業 務 内 容	生活保護ケースワーカー
応 募 資 格 等	<p>1 必要な資格、免許等</p> <p>(1) 社会福祉士等 社会福祉主事任用資格</p> <p>(2) 普通自動車運転免許(AT限定可)</p> <p>(3) パソコン(ワード・エクセル等)の基本操作ができる方</p> <p>なお、次のいずれかに該当する人は応募できません。</p> <p>ア 日本国籍を有しない人</p> <p>イ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)</p> <p>ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>エ 愛知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>カ 採用日前4年間における当センターの臨時的任用職員あるいは育休代替任期付採用職員として勤務した期間の合計が3年を超える人</p> <p>キ 元愛知県職員で、採用日時点で愛知県の再任用職員として任用が可能な者</p>
勤 務 場 所	尾張福祉相談センター地域福祉課(名古屋市中区丸の内二丁目6-1)
雇 用 条 件	<p>1 雇用期間 平成30年10月4日から平成31年1月24日(更新の可能性あり)</p> <p>2 勤務形態 月曜日から金曜日までの週5日勤務 勤務時間 8時45分から17時30分 (休憩12時00分から13時00分) 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) なお、時間外勤務を命じられることがあります。</p> <p>3 給料等 163,319円から253,929円の範囲内で、学歴・職歴等に応じて決定します(地域手当を含む)。その他所定の基準に従い諸手当が支給されます。</p> <p>4 加入保険 原則として、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者となります。</p>
選 考 方 法	書類審査及び面接
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募にあたっては、ハローワークに申し込んでください。その後、履歴書(写真貼付)、職務経歴書、志望動機400字程度を下記へ郵送してください。 後日、面接日時を連絡します。 ・ 募集期間 平成30年7月20日(金)頃から一定人数に達するまで。 ・ 申込先 〒460-0001 名古屋市中区丸の内二丁目6-1 愛知県尾張福祉相談センター地域福祉課 (封筒の表に「臨時的任用職員応募書類」と明記)
問 合 わ せ 先	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課 電話 052-961-1744 FAX 052-961-7288